

令和2年（2020年）4月20日
認知症対策・地域ケア推進課

介護保険最新情報 Vol. 809「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」の問1, 2 についての回答

下記のとおり厚生労働省から回答がありました。

（質問）

問1 『通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。）が都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）からの休業の要請を受けた場合において、利用者等の意向を確認した上で、その期間に行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。』とあるが、通所系サービス事業所には介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（第1号通所事業）が含まれるのか。

（回答）

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、市町村の判断により、介護給付における通所介護等に関する臨時的な取扱いと同様の取り扱いとすることを可能としています。

（質問）

問2 「問1の取扱いについて、通所系サービス事業所が都道府県等からの休業の要請を受けていない場合においても、感染拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。」の（答）についての質問。

（答）「あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能である。」とあるが、「1日1回まで」の解釈について、ケアプラン上、週1回利用の場合は、週に1回算定可能となるか、それとも月に1日のみ算定可能となるのか。

（回答）

各市町村の状況に応じて市町村の判断により適正な取扱いを決定するようにお願いします。ただし、介護保険最新情報 vol1770 でお示ししたとおり、ケアプランに位置付けられたサービスに相当する報酬を上限としてください。